

村岡新駅周辺地区まちづくりガイドライン策定ワーキンググループ設置要綱

(目的及び設置)

第1条 村岡地区まちづくり計画（平成21年4月、市長提言）に示されたまちづくりの目標を基本に、本市の新たな玄関口にふさわしいまちづくりを適切に誘導するためのまちづくりガイドラインを策定するため、村岡新駅周辺地区まちづくりガイドライン策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 村岡新駅周辺地区まちづくりガイドラインの策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 ワーキンググループの委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 ワーキンググループの座長は、藤沢市都市整備課長をもって充てる。

3 座長は、必要に応じ、別表第2に定めるまちづくりに関する専門知識を有する者をアドバイザーとして出席を求めることができる。

4 座長は、必要に応じ、別表第3に定める者をオブザーバーとして出席を求めることができる。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、第1条の目的を達成するまでの間とする。

(座長等の職務)

第5条 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

2 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキンググループは、必要に応じて座長が招集する。

2 ワーキンググループは、座長及び委員の3分の2以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議は、座長が議長となり、議事を運営する。

4 委員が会議に出席することができない場合には、委員が指名する者が代わって出席することができる。

(部会等)

第7条 第2条の事項を調査、検討し、事務を円滑に遂行するため、ワーキンググループに部会を置く。

2 部会長には都市整備課村岡地区整備担当主幹を、部会委員には別表第4に掲げる課の職員をもって充てる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者を、部会委員として、臨時に会議に参加させることができる。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中、「ワーキンググループ」とあるのは「部会」と、「座長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 ワーキンググループの庶務は、都市整備課村岡地区整備担当において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月27日から施行する。

別表第1 (第3条第1項関係)

団 体	担 当 職 名
藤 沢 市	企画政策課長
	生涯学習総務課長
	村岡公民館長
	産業労働課長
	建設総務課長
	都市計画課長
	建築指導課長
	街なみ景観課長
	都市整備課長
	土木計画課長
神 奈 川 県	都市計画課 都市企画グループリーダー
	都市整備課 土地区画整理グループリーダー

別表第2（第3条第3項関係）

所 属 等	氏 名	
C-まち計画室 代表	柳沢 厚	
慶應義塾大学 准教授	中島 直人	

別表第3（第3条第4項関係）

団 体 等	担当職名
東日本旅客鉄道株式会社	事業創造本部 沿線戦略・地域活性化部門 沿線戦略グループリーダー
東日本旅客鉄道株式会社	横浜支社 総務部企画室 計画協議グループリーダー
独立行政法人 都市再生機構	東日本都市再生本部 事業企画部 事業企画第2チーム チームリーダー

別表第4（第7条第2項関係）

所 属 等
都市計画課
街なみ景観課
建築指導課
都市整備課
土木計画課